

○只見町保育所入所費用等の減免に関する要綱

平成23年 8 月 5 日訓令第29号

改正

平成27年 3 月27日訓令第 9 号

只見町保育所入所費用等の減免に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、只見町保育所入所費用徴収規則（昭和62年只見町規則第 4 号。以下「規則」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づく負担金の減免（以下「減免」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 減免は、町内の保育所に入所し、又は保育所の一時預かりを利用する児童（以下「対象者」という。）を対象とする。

(減免の割合)

第 3 条 規則第 3 条第 1 項の災害その他特別の事由に該当するものは、次の各号に掲げる場合とし、その減免の割合は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（以下「災害」という。）により対象者の生計を主として維持する者（以下「保護者等」という。）又は対象者と同居する親族が所有する住宅にその価格の10分の 2 以上の損害（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）を受け、かつ、当該保護者等の前年の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第 1 項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、法附則第33条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第 4 項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下である場合 保護者等の前年の合計所得金額及び住宅の損害の程度に応じて次の表に定めるとおりとする。

前年の合計所得金額	減免の割合
-----------	-------

	住宅の損害の程度が10分の2以上10分の5未満のとき	住宅の損害の程度が10分の5以上のとき
500万円以下	10分の5	10分の10
500万円を超え750万円以下	10分の2.5	10分の5
750万円を超えるもの	10分の1.25	10分の2.5

- (2) 災害により対象者の世帯の農作物に平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上の損害（農業災害補償法（昭和22年法律第185条）の規定により支払われるべき農作物共済金額を除く。）を受け、かつ、当該対象者の保護者等の前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合（当該合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が400万円を超える場合を除く。）前年の合計所得金額に応じて次の表に定めるとおりとする。

前年の合計所得金額	減免の割合
500万円以下	10分の6
500万円を超え750万円以下	10分の4
750万円を超えるもの	10分の2

- (3) 対象者の世帯の所得（雇用保険給付費を含む。）の見積額が、前年の合計所得金額の10分の5以下に減少し、かつ、当該世帯の前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合 世帯の前年の合計所得金額及び所得減少の割合に応じて次の表に定めるとおりとする。

前年の合計所得金額	減免の割合		
	所得の減少の割合が10分の3以上10分の5未満のとき	所得の減少の割合が10分の5以上10分の8未満のとき	所得の減少の割合が10分の8以上のとき
300万円以下	10分の7	10分の9	10分の10
300万円を超え400万円以下	10分の6	10分の8	10分の10
400万円を超え550万円以下	10分の5	10分の7	10分の10
550万円を超え750万円以下		10分の5	10分の9

下			
750万円を超えるもの		10分の3	10分の8

2 前項の規定にかかわらず、同項各号のうち二以上の場合に該当するときの減免の割合は、当該各号に定める減免の割合のうち最も対象者に有利な割合とする。

(減免の申請)

第4条 減免を受けようとする者は、規則第3条第3項に規定する負担金減免申請書に、必要に応じて次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 罹災証明書又は被災証明書
- (2) 所得証明書
- (3) 離職証明書
- (4) 給与支払（見込）証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(減免の適用)

第5条 減免の適用期間は、申請書を提出した日の属する月の初日から1年以内とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、減免に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、平成23年7月29日から適用する。
- 2 平成23年7月新潟・福島豪雨による災害（以下「平成23年豪雨災害」という。）により被災した対象者で次の各号のいずれかの場合に該当するものについては、第3条の規定にかかわらず減免の対象とし、その減免の割合は当該各号に定めるものとする。
 - (1) 平成23年豪雨災害により、保護者等又は対象者と同居する親族が所有する住宅が被災し、町が行う被害認定において当該住宅が半壊の認定を受けた場合 10分の5
 - (2) 平成23年豪雨災害により、対象者の保護者等又は対象者と同居する親族が所有する住宅が被災し、町が行う被害認定において当該住宅が全壊又は大規模半壊の認定を受けた場合 10分の10
 - (3) 平成23年豪雨災害により、保護者等が失職し、かつ、収入がない場合 10分の10
- 3 前項の規定にかかわらず、同項各号のうち二以上の場合に該当するときの減免の割合は、当該各号に定める減免の割合のうち最も対象者に有利な割合とする。

4 附則第2項の規定による減免の適用期間は、第5条の規定に関わらず平成23年7月29日から平成24年1月31日までとする。

附 則（平成27年3月27日訓令第9号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。